

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 議会運営委員会町内公共施設等視察研修

(1) 目的

議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能の向上に資するため。

(2) 派遣場所

町内5施設

(3) 派遣期間

令和5年9月27日（1日間）

(4) 派遣議員

全議員 19人

2 議会運営委員会議員研修会

(1) 目的

議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能の向上に資するため。

(2) 派遣場所

幕別町役場

(3) 派遣期間

令和5年10月2日（1日間）

(4) 派遣議員

全議員 19人

3 先進地視察調査（総務文教常任委員会）

(1) 目的

委員会が所管する事項に関する先進地の取組の調査・研修のため。

(2) 派遣場所

音更町

伊達市

平取町立二風谷アイヌ博物館（平取町）

(3) 派遣期間

令和5年10月31日～11月1日（2日間）

(4) 派遣議員

総務文教常任委員会委員 6人

4 先進地視察調査（民生常任委員会）

- (1) 目的
委員会が所管する事項に関する先進地の取組の調査・研修のため。
- (2) 派遣場所
札幌市
日本理化学工業株式会社美唄工場（美唄市）
- (3) 派遣期間
令和5年11月9日～10日（2日間）
- (4) 派遣議員
民生常任委員会委員 6人

5 先進地視察調査（産業建設常任委員会）

- (1) 目的
委員会が所管する事項に関する先進地の取組の調査・研修のため。
- (2) 派遣場所
美唄市
当別町
ロイズカカオ&チョコレートタウン（当別町）
- (3) 派遣期間
令和5年10月10日～11日（2日間）
- (4) 派遣議員
産業建設常任委員会委員 6人

6 十勝町村議会議長会議員研修会（十勝町村議会議長会主催）

- (1) 目的
議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能の向上に資するため。
- (2) 派遣場所
幕別町百年記念ホール
- (3) 派遣期間
令和5年11月13日（1日間）
- (4) 派遣議員
全議員 19人

7 その他

上記1から6の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。